

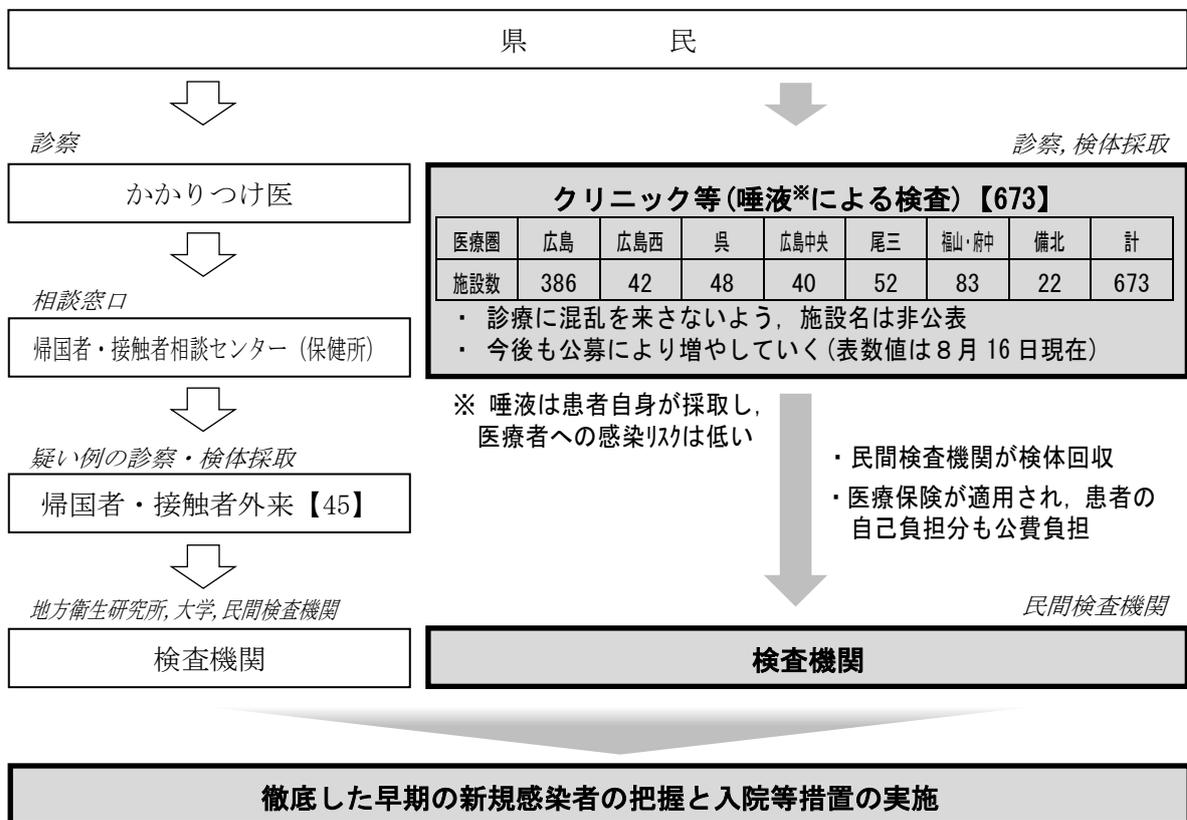
新型コロナウイルスの検査体制の拡充について (身近な医療機関におけるPCR検査の実施)

〔 令和2年8月19日
健康対策課 〕

1 趣旨

今般、公募に応じた県内のクリニック等の協力を得て、身近な医療機関での唾液によるPCR検査を可能にすることにより、感染確認検査を高頻度化し、早期の新規感染者の把握及び入院等措置の徹底を図る。

2 相談・検査の流れ（網掛部：追加の検査体制）



3 期待される効果

- 保健所を介さず、医師の判断でその場で検体を取れるようになり、検査までの時間が短縮される。
- 感染者把握の入口（検査の窓口）が大幅に増加され、今後の感染拡大やインフルエンザとの同時流行に備えられる。
- 保健所による検体採取場所の調整や検体搬送が不要であるため、保健所は、積極的疫学調査に集中できる。